

岩手県企業局管理規程第7号

企業局企業職員のサービスの宣誓に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

岩手県企業局長 佐藤 学

企業局企業職員のサービスの宣誓に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員のサービスの宣誓に関する規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（上級の公務員）</u></p> <p><u>第2条 宣誓条例第2条第1項に規定する「任命権者の定める上級の公務員」とは、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める者とする。</u></p> <p><u>（1）本庁勤務職員（室長、技師長及び総括課長並びにこれらに準ずるものを除く。） 所属の総括課長又はこれに準ずるもの（職務の級が3級以上の者にあつては、局長）</u></p> <p><u>（2）事業所に勤務する当該事業所の長以外の者 当該事業所の長</u></p> <p><u>2 前項に規定する職務の級は、行政職給料表による職務の級をいい、他の給料表によるこれに相当するものを含むものとする。</u></p> <p><u>（宣誓書の保管）</u></p> <p><u>第3条 署名後の宣誓書は、経営総務室管理課長が保管する。</u></p>	<p><u>（宣誓書の保管）</u></p> <p><u>第2条 宣誓条例第2条第1項の規定により企業局企業職員から提出された宣誓書は、経営総務室管理課長が保管する。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。